

平成28年3月14日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

「次の相続は放棄します」という口約束は有効か？

ー遺言書と遺留分の放棄をセットにして対策しようー

[1] 母が亡くなった時の妹との口約束

5年前にAさんの母は亡くなりました。相続人は、父とAさんと妹の3人でした。母の遺産は、アパート約5000万円と預貯金3000万円でした。父の強い意向で、母の遺産は妹が、父の財産(約1億円)はAさんが相続するという約束をしました。その時妹は「お父さんの相続の時に、私は必ず放棄するからね。」と言って、母の遺産の全てを相続しました。

最近になって子供の進学などを口実に、妹は父から金銭援助を度々受けていたことを知りました。こんな状況で5年前の口約束が本当に守られるのか、不安に感じています。

[2] 「相続を放棄します」という生前の口約束は無効

正式な相続の放棄は、亡くなってから3ヶ月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。したがって、父の存命中に放棄すると妹が宣言しても、法的には何の効力もありません。父の相続の時に、妹が相続放棄の手続きをするか、父の遺産の全てをAさんが取得することに同意すれば、約束通りになります。しかし、妹が法定相続分の権利を主張すると、父の遺産の半分を妹に渡さなければなりません。妹に約束を守らせる方法は、あるのでしょうか。

[3] 「遺言書」と「遺留分の放棄」をセットで行うことが重要

父の遺産の全部を間違いなくAさんが取得する為には、下記2点を整えましょう。

- 1 「全ての財産をAに相続させる。」という遺言書を父に作成してもらう。
- 2 「遺留分の放棄」を妹にしてもらう。

遺言書だけでも大丈夫そうに思いますが、妹が遺留分の減殺請求をすると遺留分(法定相続分 $1/2 \times 1/2 = 1/4$)は、妹に渡さなければなりません。相続の放棄は被相続人の生前に行うことはできませんが、「遺留分の放棄」は事前に手続きが可能です。

父の存命中に財産を使い果たしたり、妹に多額の贈与をすると、当初の約束は実の無いものになります。相続はいつ起こるかわかりません。時間の経過で経済状態やお互いの関係も変化していきます。Aさんの場合、父の強い意向に従ったという事情がありますが、**相続が発生した都度話し合い円満に分割し、次に持ち越すような方法は避ける事をお勧め**します。